

定 款

大阪府職業能力開発協会

大阪府職業能力開発協会定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 本会は、職業能力開発促進法に基づき、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、大阪府の区域内において、大阪府と密接な連携の下に職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他職業能力開発促進法の規定に基づく職業能力の開発及び向上）の促進を図ることを目的とする。

(名 称)

第二条 本会は、大阪府職業能力開発協会と称する。

(事務所)

第三条 本会は、主たる事務所を大阪市に置く。

第二章 業 務

(業 務)

第四条 本会は、第一条の目的を達成するために次の業務を行う。

- 一 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡を行うこと。
- 二 職業訓練及び職業能力検定に関する技術的事項について事業主、労働者等に対して相談に応じ並びに必要な指導及び援助を行うこと。
- 三 事業主、労働者等に対して、技能労働者に関する情報の提供等を行うこと。
- 四 事業主等の行う職業訓練に従事する者の研修を行うこと。
- 五 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。
- 六 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究を行うこと。

七 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力で、区域内において行われるものについての相談その他の援助を行うこと。

八 技能競技大会を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行うこと。

2 本会は、前項に掲げる業務のほか、技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務のうち大阪府知事が定めるものを行う。

第三章 会 員 等

(会員の資格等)

第五条 本会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

一 区域内に事務所を有する事業主等で、職業訓練又は職業能力検定を行うものの。

二 区域内において職業訓練、職業能力検定又はその他職業能力の開発促進のための活動を行うもので本会の目的に賛同するもの。

三 その他本会の目的に賛同するもの。

(加 入)

第六条 前条に掲げるものが本会の会員となるには、加入の申込みをし、会長の承諾を受けなければならない。

2 会長は、前項の加入の申込みがあったときは、これを承諾するかどうかについて理事会の意見を聞かなければならない。

(脱 退)

第七条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本会から脱退するものとする。

一 会員の資格を喪失したとき。

二 解散したとき。

三 除名されたとき。

2 会員は、前項の規定によるほか、六十日前までに書面により会長に申出をして本会を脱退することができる。

(除名)

第八条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には総会の議決によりこれを除名することができる。

一 本会の目的の達成又は業務の運営を妨げたとき。

二 会費の納入、その他会員の義務を怠ったとき。

三 本会の信用を失わせる行為をしたとき。

(議決権及び選挙権)

第九条 会員は、各一個の議決権及び選挙権を有する。

(会費)

第十条 会員は、総会で別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

2 会員は、前項の会費の支払いについては、相殺をもって、本会に対抗することとはできない。

3 徴収した会費は、会員が脱退した場合においても返還しない。

(届出)

第十一条 会員は、氏名又は住所（法人その他の団体にあたっては、その名称・代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

(名誉会員)

第十二条 本会は、理事会で別に定めるところにより、本会の業務に関し功労のあったものを名誉会員とすることができる。

第四章 総会

(総会の種類)

第十三条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の召集)

第十四条 会長は、毎事業年度一回、通常総会を召集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、理事会の意見を聞いて臨時総会を召集することができる。

3 会員総数の五分の一以上に当たる会員が会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を会長に提出して請求したときは、会長は遅滞なく、臨時総会を召集しなければならない。

4 総会の召集は、開催日の十日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。

(議長)

第十五条 総会の議長は、総会において選挙する。

(総会の議決事項)

第十六条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画及び収支予算の決定又は重要な変更

三 会員の除名

四 役員の選任及び解任

五 会費に関する事項

六 重要な財産の処分に関する事項

七 解散に関する事項

八 その他会長が必要と認める事項

(総会の議事)

第十七条 総会は、会員総数の二分の一以上が出席しなければならない議事を開き議決することができる。

2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号、第三号及び第七号に係る議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

3 前二項の場合において、書面をもって議決権の行使を他の会員に委任した会員は、出席者とみなす。

4 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長が指名する理事がこれに記名押印するものとする。

第五章 理事会及び常任理事会

(理事会)

第十八条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長及び理事（以下「会長等」という。）をもって組織する。

3 理事会は、会長が召集する。

4 理事会の議長は、会長とする。

5 理事会は、会長等の二分の一以上が出席しなければ議事を開き議決をすることができない。

6 理事会の議事は、出席した会長等の議決権の過半数で決する。

7 前条第三項及び第四項の規定は、理事会の議事について準用する。

(理事会の議決事項)

第十九条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

一 総会に提出する議案

二 会務の運営に関する重要事項

三 この定款に基づき理事会が処理すべき事項

四 その他会長が必要と認める事項

(常任理事会)

第十九条の二 本会に、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって組織する。

3 常任理事会の議長は、専務理事とする。

4 常任理事会は、理事会から委任を受けた事項を処理する。ただし、総会に提出する議案の審議のうち第十六条第一号、第三号及び第七号に係るものを除く。

5 第十八条第三項及び第五項から第七項までの規定は、常任理事会の議事について準用する。この場合において、同条中「会長等」とあるは「会長、専務理事、常務理事及び常任理事」と読み替えるものとする。

第六章 役員

第二十条 本会に、次の役員を置く。

会 長 一人

副会長 十人以内

理 事 百人以内

監 事 五人以内

2 会長は、理事会の意見を聞いて理事のうちから専務理事、常務理事及び常任理事を指名することができる。

(役員の職務)

第二十一条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定める順位により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときは会長の職務を行う。

3 理事は、本会の業務を掌理し、あらかじめ会長が定める順位により、会長及び副会長に事故あるときは、会長の職務を代理し会長及び副会長が欠員のときは会長の職務を行う。

4 監事は、本会の業務及び経理の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長に意見を提

出することができる。

(監事の兼職禁止)

第二十二條 監事は、会長、副会長、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二十三條 本会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が本会を代表する。

(役員の任免)

第二十四條 役員は、総会において選任し、又は解任する。

2 前項の規定による役員の選任は、大阪府知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員を解任しようとするときは、その役員に弁明の機会を与えることができる。

(役員の任期)

第二十五條 会長及び専務理事の任期は、四年とし、その他の役員の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了後又は辞任後も、新たに役員が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠の役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第七章 参 与 等

(参 与)

第二十六條 本会に、参与を置く。

2 参与は、本会の業務の運営に関し、会長の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。

3 参与は、職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する学識経験者

の中から会長が理事会の意見を聞いて委嘱する。

4 参与は、非常勤とし、その任期は二年とする。ただし、補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。

5 参与は、再任されることができる。

(顧 問)

第二十七條 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の意見を聞いて会長が委嘱する。

3 会長は、本会の組織及び運営に関して顧問の助言を求めることができる。

第八章 技能検定委員

(技能検定委員)

第二十八條 本会に、技能検定試験の実施に関する業務のうち技能の程度の評価に係る事項、その他の技術的事項を行わせるため、技能検定委員を置く。

2 技能検定委員は、技能検定に関し高い識見を有する者であつて、当該検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有する者のうちから会長が選任する。

3 技能検定委員は、非常勤とし、その任期は会長が定める。

第九章 資産及び会計

(資 産)

第二十九條 本会の資産は、会費、寄付金、補助金、事業に伴う収入等からなるものとし、理事会が別に定めるところにより会長が管理する。

(経費の支弁)

第三十條 本会の経費は、試算をもつて支弁する。

(事業年度)

第三十一條 本会の事業年度は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第三十二条 会長は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、総会の議決を得なければならない。重要な変更をするときも同様とする。

(会計書類の作成及び監査)

第三十三条 会長は、毎事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支計算書及び財産目録を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

2 会長は、通常総会の終了の日から一月以内に前項の書類を大阪府知事に提出しなければならない。

(剰余金)

第三十四条 決算の結果、剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰り越し、又は積立金として積み立てるものとする。

第十章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第三十五条 定款の変更については、大阪府知事の認可を受けなければならない。

(解散)

第三十六条 本会は、次の理由によって解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 設立認可の取消し

2 前項第一号の理由による解散については、大阪府知事の認可を受けなければならない。

(精算人)

第三十七条 精算人は、前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合には、総会において選任し、同項第三号に掲げる理由による解散の場合には、大阪府知事が選任する。

(財産の処分等)

第三十八条 精算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、大阪府知事の認可を受けなければならない。ただし、総会が議決をしないとき、又はすることができないときは、総会の議決を経ることを要しない。

2 前項の規定により精算人が財産処分の方法を定める場合には、残余財産は、職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発促進について、本会と類似の活動を行う団体に帰属させるものとしなければならない。

3 前項に規定する団体が不在場合には、当該残余財産は、大阪府に帰属する。

第十一章 雑則

(事務局)

第三十九条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、会長が任命する職員を置く。

3 事務局の運営に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(公告)

第四十条 本会の公告は、本会の掲示物に掲示し、かつ、必要があるときは、大阪府公報に掲載して行うものとする。

(実施規程)

第四十一条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、本会の成立の日(昭和五十五年四月一日)から施行する。

(設立当初の役員の任期)

2 本会の設立当初の役員の任期は、第二十五条第一項の規定にかかわらず、本

会の設立の日から昭和五十七年三月三十一日までとする。

(設立当初の事業年度)

3 本会の設立当初の事業年度は、第三十一条の規定にかかわらず、本会の設立の日から昭和五十六年三月三十一日までとする。

附 則

(施行期日)

この定款は、大阪府知事の認可を受けた日（昭和六十年五月二十四日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、大阪府知事の認可を受けた日（昭和六十二年五月二十九日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、大阪府知事の認可を受けた日（平成五年六月十一日）から施行する。ただし、第二十五条第一項の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、大阪府知事の認可を受けた日（平成十一年四月一日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、大阪府知事の認可を受けた日（平成十六年六月四日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、大阪府知事の認可を受けた日（平成十八年六月二十九日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、大阪府知事の認可を受けた日（平成二十一年四月一日）から施行する。

「常任理事会に委任する事項」を定めることについて

(昭和六十年五月二十四日第八回理事会議決)

大阪府職業能力開発協会定款第十九条の二第四項に基づき、理事会から常任理事会に委任する事項を次のように定める。

「定款第十六条第一号、第三号及び第七号に係るものを除く、同第十九条に定める事項とする。ただし、処理した事項については、次の理事会に報告するものとする。」